

(様式第6号)(第5関係)

## 環境保全型農業実践グループ活動支援事業完了期限延長承認申請書

番号  
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(代表者氏名)

㊞

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業は、予定の期間内に完了しないので、下記のとおり延長を承認してください。

記

## 1 予定の期間内に完了しない理由

## 2 事業の遂行状況等

当初完了 予定年月日	遂 行 状 況			完了予定 年月日	備 考
	着手年月日	事 業 の 現 況	進捗率 (%)		

(様式第7号)(第6関係)

## 環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付申請取下書

番号  
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(代表者氏名)

㊞

年月日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業は、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

(様式第8号)(第7関係)

## 環境保全型農業実践グループ活動支援事業実績報告書

番号  
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(氏名)

㊞

年月日付け長野県指令 第号で交付決定のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業を下記のとおり実施しました。

記

## 1 事業の概要等(別添事業報告書による。)

## 2 経費の配分

総事業費 (a)+(b)+(c)	事業に要した経費 (a)+(b)	負担区分			備考
		県補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	
円	円	円	円	円	

## 3 収支決算

## (1) 収入の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
計					

## (2) 支出の部

本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

事業主体名 (自然と共生する農業に対する基本(活動)理念)		事業報告書	
		主な活動市町村	
本年度の事業実績の概要及び経費の配分			
区分	事業内容	具体的な活動内容	
		本年度の実績	事業費(千円)
土づくり	削減のための技術向上への取組(研究、開発等)		
肥料	慣行使用量に対する削減	慣行使用量： 本年回( kg) 回( kg)	%
化成肥料	削減のための技術向上への取組(研究、開発等)		
農薬	慣行使用量に対する削減	慣行使用量： 本年回( kg) 回( kg)	%
生産	削減栽培の面積の増減	前年作面積(会員合計)： 本年作付ha	前年比%
栽培品目の増減	前年作付品目数(会員合計)： 本年作付品目	增減品目名：	
販売	営業活動の実践	前年の営業活動回数(会員合計)： 本年回	前年比%
契約店舗数又は顧客数の増減	前年年数(会員合計)： 本年	前年比%	
会員	メンバー(会員)の増加に向けた活動		

(注)その他、活動計画に係る関係資料がある場合は、添付すること。  
(環境保全型農業に関して農業行政に期待すること)

(様式第10号)(第8関係)

## 環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付(概算払)請求書

番号  
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(代表者氏名)

㊞

年月日付け長野県指令 第 号で額の確定(交付決定)のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金を下記のとおり交付(概算払)してください。

記

金 円

確定(交付決定)額	交付(概算払)額			残額	請求日現在の出来高
	前回までに支払を受けた額	今回の請求額	計		
円	円	円	円	円	%

農政課

## 長野県告示第279号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 保安林の所在場所

飯山市大字照岡字下土倉1553の3、1553の4、1553のイ、1553のロ、1553のニ、1553のホ、1553のト、1553のチ、1553のヲ、1553のカ、1553のヨ、1553のタ、1553のレ、1553のソ、1553のツ(次の図に示す部分に限る。)、1554の1、1554の2、1555の3(次の図に示す部分に限る。)、1555の6、1555の9(次の図に示す部分に限る。)、1555の10、1555の12(次の図に示す部分に限る。)、1555の13、1555の15、1555の17、1555の19、1555のイ、1555のハ、1555のヘ、1555のチ、1555のリ、1555のヌ、1555のワ、1555のヨ、1555のタ・1555のツ・1555のラ・1555のノ(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1555のオ、1555のク、1555のケ、1555のコ、1555のテ、1555のア、1555のサ(次の図に示す部分に限る。)、1555のキ、字大西1571

の1、1571の22、1571の24、1571の32、1571の38、1571のラ、字下ノ島1655の107、1655の181、1655の183、1655の185、1655の209、字小野又1657の1、1657の2、1657のロ、1657のハ、1657のニ、1657のヘ、1657のト、1657のチ、1657のリ、1657のヌ、1657のル、1657のレ、1657のソ、1657のツ、1657のナ、1657のラ、1657のム、1657のウ、1657のキ、1657のノ、1657のオ、1657のク、1657のヤ、1657のマ、1657のフ、佐久市桑山字入ノ沢972、973の1

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施設要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入ノ沢972、973の1

(8) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所  
松本市安曇4194の1・4194の4・4306の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的  
なだれの危険の防止
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所  
飯山市大字照岡字下土倉1553の3、1553の4、1553のイ、1553のロ、1553のニ、1553のホ、1553のト、1553のチ、1553のヲ、1553のカ、1553のヨ、1553のタ、1553のレ、1553のソ、1553のツ（次の図に示す部分に限る。）、1554の1、1554の2、1555の3（次の図に示す部分に限る。）、1555の6、1555の9（次の図に示す部分に限る。）、1555の10、1555の12（次の図に示す部分に限る。）、1555の13、1555の15、1555の17、1555の19、1555のイ、1555のハ、1555のヘ、1555のチ、1555のリ、1555のヌ、1555のワ、1555のヨ、1555のタ・1555のツ・1555のラ・1555のノ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1555のオ、1555のク、1555のケ、1555のコ、1555のテ、1555のア、1555のサ（次の図に示す部分に限る。）、1555のキ、字大西1571の1、1571の22、1571の24、1571の32、1571の38、1571のラ、字下ノ島1655の107、1655の181、1655の183、1655の185、1655の209、字小野又1657の1、1657の2、1657のロ、1657のハ、1657のニ、1657のヘ、1657のト、1657のチ、1657のリ、1657のヌ、1657のル、1657のレ、1657のソ、1657のツ、1657のナ、1657のラ、1657のム、1657のウ、1657のキ、1657のノ、1657のオ、1657のク、1657のヤ、1657のマ、1657のフ
- (2) 指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

## 長野県告示第280号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 作業種類

公共測量（2級基準点、3級基準点、3級水準点）

## 2 作業期間

平成17年1月25日から平成17年5月18日まで

## 3 作業地域

御代田町北部

監理課

## 長野県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年6月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 御岳王滝黒沢線

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村3152番の1地先から	旧	m 5.2~16.2	km 0.7752
木曾郡王滝村3240番の1地先まで		m 8.0~30.0	km 0.8316
同上	新	m 8.0~30.0	km 0.8316

道路維持課

## 長野県佐久地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年5月24日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年6月2日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

売りさばき人の名称	住所	売りさばき場所
長野県獣医師会 佐久支部	佐久市瀬戸中庭 1111-179	佐久市瀬戸中庭1111-179 佐久家畜保健衛生所内

会計課